

## 政府管掌健康保険事業等に関する行政評価・監視 の局長通知に伴う改善措置状況（回答）の概要

〔調査の実施時期等〕

- 1 実施時期 平成13年1月～9月
- 2 対象機関 厚生労働省、地方社会保険事務局、社会保険事務所、レセプト点検事務センター

〔通知日及び通知先〕平成13年9月13日、厚生労働省に対し局長通知

〔回答年月日〕平成14年4月24日

〔調査の背景事情等〕

総務省は、平成5年10月、「医療保険事業に関する行政監察 - 政管健保、船員保険を中心として - 」の結果に基づき、未適用事業所の解消、保険給付事務の適正化・効率化等について、厚生労働省に対し勧告

医療保険事業の安定的な運営のためには、保険給付事務の一層の適正化・効率化が課題であるとされており、この行政評価・監視は、平成5年10月の勧告のフォローアップを中心として実施

局長 通 知 事 項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>1 政府管掌健康保険  (1) 未適用事業所の解消  厚生労働省は、政府管掌健康保険（以下「政管健保」という。）の未適用事業所の適用の促進を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <div data-bbox="264 384 1099 552" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 未適用事業所の把握については、商業登記申請書及び法人登記申請書の定期的な閲覧の積極的な実施、雇用保険適用事業所名簿等の他機関の資料の活用を行うことにより、効率的に実施すること。</p> </div> <p>（説 明）  事業所単位の適用により国民皆保険を実現するものであるが、適用対象事業所の把握が不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新設事業所を効果的に把握するための法人登記申請書等の閲覧が未実施：調査対象25社会保険事務所中6事務所</li> </ul> <div data-bbox="264 1023 1099 1190" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 未適用事業所に対する適用勧奨については、勧奨対象とする未適用事業所を限定することなく実施するとともに、その方法について、社会保険適用指導員を活用した訪問などにより効果的に実施すること。</p> </div> <p>（説 明）  未適用事業所に対する適用勧奨の対象選定及び勧奨方法が不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該年度に把握した未適用事業所のみを適用勧奨の対象として選定しているもの：25社会保険事務所中5事務所</li> <li>・ 当該年度に把握した一部のみしか対象として選定していない</li> </ul>	<p>→ 「政府管掌健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に係る適用促進について」（平成12年10月18日付け社会保険庁運営部医療保険課長・年金保険課長連名通知。以下「適用促進通知」という。）により、商業登記申請書、法人登記申請書及び医療法人名簿等の定期的閲覧、都道府県の各種認可法人担当部局及び各種業界団体等からの情報収集、社会保険庁から送付の新規設立法人事業所情報の活用等により、未適用事業所の的確な把握に努めるよう地方社会保険事務局等を指導してきたところ。</p> <p>今回の指摘を踏まえ、「政府管掌健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に係る適用促進について」（平成13年10月5日付け社会保険庁運営部医療保険課長補佐・年金保険課長補佐連名事務連絡。以下「事務連絡」という。）及び平成14年2月4日開催の全国社会保険事務局長会議（以下「事務局長会議」という。）により、未適用事業所の的確な把握に努めるよう改めて地方社会保険事務局長等を指導。</p> <p>今後とも、適用促進通知等の趣旨が徹底されるよう地方社会保険事務局等を引き続き指導</p> <p>→ 「適用促進通知」により、社会保険事務所の事業所台帳等から適用促進対象事業所を選定し、勧奨状を送付すること及び社会保険適用指導員を活用し、適用促進を効果的に実施するよう地方社会保険事務局等を指導してきたところ。</p> <p>今回の指摘を踏まえ、「事務連絡」及び「事務局長会議」により、勧奨対象は当該年度に把握した未適用事業所等に限定しないこと、勧奨方法は社会保険適用指導員を活用した訪問などの効果的なものとするについて改めて地方社会保険事務局等を指導。</p> <p>今後とも、より一層効果的な適用勧奨を徹底するよう地方社会保険事務局等を引き続き指導</p>



局長通知事項

厚生労働省が講じた改善措置状況

イ 第三者行為保険事故の求償事務の的確化

厚生労働省は、政管健保の第三者行為保険事故に係る求償の的確化及び債権の管理の適正化を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 第三者行為保険事故の把握については、
- i) 第三者行為傷病届の励行について、被保険者に対する効果的な周知の推進を図ること、
  - ii) レセプト点検等により第三者の行為に起因する傷病のレセプトを把握した場合には、事務処理マニュアルの定めのとおり、被保険者等に対する負傷原因の照会、確認及び第三者行為傷病届の提出の督促を的確に実施すること。

(説明)

被保険者による第三者行為傷病届の提出が励行されていない。

- ・ 第三者行為傷病届のうち55パーセント以上は、センターが被保険者への照会により提出させたもの

- ② 求償事務については、損害保険会社等の保険金が支払済みとなっている場合の加害者個人への求償を的確に行うこと。
- また、顧問弁護士の社会保険事務所及びセンターにおける活用を拡大して、求償事務の推進を図ること。

(説明)

債権の求償事務が的確に実施されていない。

- ・ 加害者個人に債権を直接求償しなければならない事案について、求償していないもの：17センター中2センター
- ・ 求償事務の支援等に非常勤顧問弁護士を活用しているもの：同中3センター

→ 「健康保険における第三者行為保険事故の求償の実務」(以下「事務処理マニュアル」という。)等により、事業主及び被保険者に対する第三者行為傷病届の適正な届出の指導・啓発及び督促を行うよう地方社会保険事務局等を指導してきたところ。

今回の指摘を踏まえ、「事務局長会議」により、被保険者等に対する第三者行為傷病届の励行の効果的な周知、被保険者に対する負傷原因の照会、確認及び第三者行為傷病届の提出の督促について改めて地方社会保険事務局等を指導。

今後とも、事業主及び被保険者に対しては、より一層効果的な第三者行為傷病届の届出の指導・啓発及び督促を徹底するよう地方社会保険事務局等を引き続き指導

→ 「事務処理マニュアル」等に基づき第三者行為により損害賠償請求権を代位取得することとなるものについては、非常勤顧問弁護士を積極的に活用するなど適正な求償額を確定し、損害保険会社等に対し速やかに求償するよう地方社会保険事務局等を指導してきたところ。

今回の指摘を踏まえ、「事務局長会議」により、求償を的確に行うことについて、改めて地方社会保険事務局等を指導。

今後とも、非常勤顧問弁護士を積極的に活用し、損害保険会社等に対し速やかに求償するよう地方社会保険事務局等を引き続き指導

局長 通 知 事 項

厚生労働省が講じた改善措置状況

- ③ 債権の管理については、
- i) 債権管理簿の整備を徹底した上で、納入履行期限が徒過した場合の督促、催告の措置を的確に講ずること、
  - ii) 時効中断のための具体的な対応措置を事務処理マニュアル等において明示した上で、当該措置の徹底を図ること。

( 説 明 )

債権管理が適正に実施されていない。

- ・ 納入告知書の履行期限を徒過しても長期にわたり督促していないもの：25社会保険事務所中7事務所（62件）
- ・ 直近の督促後、長期にわたり催告していないもの：同中4事務所（9件）
- ・ 事務処理マニュアルに、債権の時効消滅のおそれがある場合の具体的な対応措置が示されていない中で、適切な時効中断措置が採られておらず、債権が時効消滅しているもの：同中19事務所で156件（債権額約9,089万円）

ウ 高医療費地域における医療費適正化対策の推進

厚生労働省は、高医療費地域対策の効果的な推進を図る観点から、高医療費地域ごとに高医療費の要因の把握分析を行った上で、高医療費解消に向けた効果的な対策を的確に実施する必要がある。

( 説 明 )

高医療費解消のための要因分析及びその解消に向けた具体的な対策を実施していない状況

- ・ レセプト点検調査において、レセプトと医療機関の施設基準との突合点検等を実施していないもの：7社会保険事務局中6事務局
- ・ 事業所指導において、受診率の高い事業所に対して、保健婦による巡回指導を行っていないもの：同中4事務局
- ・ 健康診断の受診勧奨を行っていないもの：同中7事務局

→ 「事務処理マニュアル」により納入履行期限が徒過した場合の督促、催告の措置及び時効中断のための具体的な対応措置を講ずるよう地方社会保険事務局等を指導してきたところ。

今回の指摘を踏まえ、「事務局長会議」により、督促、催告の措置を的確に講じるよう改めて地方社会保険事務局等を指導。

また、「事務処理マニュアル」において、時効中断のための具体的な対応措置を明示することについては、平成13年度の地方社会保険事務局における債権の管理状況をみた上で、検討。

今後とも、損害賠償請求権の時効の中断措置を講じる等適正な債権管理を実施するよう地方社会保険事務局等を引き続き指導

→ 「政府管掌健康保険及び船員保険の高医療費地域における医療費適正化対策の実施について」（平成11年3月31日付け社会保険庁運営部保険指導課長通知）により、高医療費の要因分析を行い、それに基づき対策を講じるよう地方社会保険事務局等を指導してきたところ。

今回の指摘を踏まえ、平成14年度社会保険事業計画（以下「14年度事業計画」という。）において、高医療費地域における事業所毎の医療費特性等に着目し、より効果的な対策を実施するよう地方社会保険事務局等に指示。

今後とも、高医療費地域における医療費適正化対策を推進するよう地方社会保険事務局等を引き続き指導

局長 通 知 事 項

厚生労働省が講じた改善措置状況

2 船員保険

(1) 船員保険の適用及び保険料徴収の適正化

厚生労働省は、船員保険の適用対象船舶所有者による適用手続及び保険料の徴収の適正化を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① 船員法適用船舶所有者名簿の活用を励行させることにより、適用対象船舶所有者の把握を的確に行うとともに、把握した船舶所有者については、訪問などのより効果的な適用勧奨方法により、適用の促進を図ること。

(説明)

適用対象船舶所有者の把握状況及び適用勧奨が不十分

- ・ 船員法適用船舶所有者名簿との突合による適用対象船舶所有者把握を行っていないもの：9 社会保険事務局等 中 1 事務局
- ・ 把握した適用対象船舶所有者の一部についてしか適用勧奨を行っていないもの：同 中 3 事務局
- ・ 適用勧奨の方法として、訪問による方法を全く採っていないもの：同 中 1 事務局

② 標準報酬実態調査の毎年の実施を徹底すること。  
また、標準報酬実態調査記録台帳の整備を徹底すること。

(説明)

標準報酬実態調査の実施が励行されていない状況

- ・ 年 1 回の標準報酬実態調査の実施を励行していないもの：9 社会保険事務局等 中 8 事務局。  
このうち、同調査を長期にわたり実施していないもの：同 中 4 事務局
- ・ 標準報酬実態調査記録のうち汽船に係る台帳を整備していないもの：同 中 1 事務局

→ 「事務局長会議」において地方運輸局等から、船員法適用船舶所有者名簿の閲覧・提供を受け、この名簿に基づき、適用対象船舶所有者の的確な把握に努めるとともに、訪問などの効果的な適用勧奨を実施するよう地方社会保険事務局等に指示。また、「14年度事業計画」においても適用対象船舶所有者の適正把握の実施について指示。

今後とも、船員保険事務研修（以下「事務研修」という。）の場を始めとするあらゆる機会をとらえ、地方社会保険事務局等を引き続き指導

→ 「14年度事業計画」において、船員保険事業の船舶所有者に対する調査を効果的に実施し、被保険者及び被扶養者の資格、標準報酬を適正に把握するよう地方社会保険事務局等に指示。

今後とも、「事務研修」の場を始めとするあらゆる機会をとらえ、標準報酬実態調査の毎年の実施及び標準報酬実態調査記録台帳を整備することについて、地方社会保険事務局等を引き続き指導

局長 通 知 事 項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>(2) 保険給付事務等の適正化・効率化 厚生労働省は、船員保険の保険給付の適正化、第三者行為保険事故に係る求償事務の適正化等を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <div data-bbox="264 347 1099 451" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 資格点検、内容点検及び外傷点検の実施の徹底を図ること。</p> </div> <p>(説明) 資格点検、内容点検及び外傷点検の実施が低調</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資格点検の実施率が70パーセントにとどまっているもの：12センター等中1センター等</li> <li>・ 内容点検及び外傷点検を全く実施していないもの：同中3センター等</li> </ul> <div data-bbox="264 855 1099 1161" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② i) 第三者行為傷病届の励行について、被保険者に対する効果的な周知の推進を図ること。 ii) 求償事務については、損害保険金が支払済みとなっている場合の加害者個人への求償を的確に行うこと。また、第三者行為傷病届を受付後は迅速な事務処理を行うこと。 iii) 債権の管理については、時効中断のための具体的な対応措置を事務処理マニュアル等において明示した上で、当該措置の徹底を図ること。</p> </div> <p>(説明) 第三者行為保険事故の把握及び求償事務が的確に実施されていない状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 抽出6センターのうち第三者行為傷病届の提出により把握できたもの：30.9パーセント</li> <li>・ 加害者個人に債権を求償しなければならない事案について、求償していないもの：9センター等中1センター等</li> </ul>	<p>→ 「診療報酬明細書等の点検調査について」（平成10年6月23日付け社会保険庁運営部保険指導課長通知）により、レセプト点検調査の充実・強化について、レセプト点検事務センター等を指導してきたところ。</p> <p>今回の指摘を踏まえ、点検調査が低調であったレセプト点検事務センターに対しては、地方社会保険事務局から事情を聴取し、その結果を踏まえた改善策の検討を求めるとともに、「事務局長会議」において、レセプト点検調査の実施の徹底を図るよう指導。</p> <p>今後とも、レセプト点検調査のより一層の充実・強化を図るよう地方社会保険事務局等を引き続き指導</p> <p>→ i) 「事務処理マニュアル」等により事業主及び被保険者に対する第三者行為傷病届の適正な届出の指導・啓発及び督促を行うよう地方社会保険事務局等を指導してきたところ。</p> <p>今回の指摘を踏まえ、「事務局長会議」により、被保険者等に対する第三者行為傷病届の励行の効果的な周知、被保険者に対する負傷原因の照会、確認及び第三者行為傷病届の提出の督促について、改めて地方社会保険事務局等を指導。</p> <p>今後とも、事業主及び被保険者に対しては、より一層効果的な第三者行為傷病届の届出の指導・啓発及び督促を徹底するよう地方社会保険事務局等を引き続き指導</p> <p>ii) 「事務処理マニュアル」等に基づき第三者行為により損害賠償請求権を代位取得することとなるものについては、非常勤顧問弁護士を積極的に活用するなど適正な求償額を確定し、損害保険会社等に対し速やかに求償するよう地方社会保険事務局等を指導してきたところ。</p>

局長 通 知 事 項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第三者行為傷病届受付後、求償事務手続きを行わず損害賠償請求権が消滅しているもの：同中1センター等</li> <li>・ 適切な時効中断措置を採っていないため、債権が時効消滅しているもの：同中3事務局等で3件</li> </ul> <p>(3) 傷病手当金給付事務の適正化 厚生労働省は、船員保険の保険給付の適正化を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 長期受給者等を中心に、療養状況等調査票を提出させ、職務不能の照会・確認を徹底すること。</li> <li>② 傷病手当金を支給することに疑義のある者に対する実地調査を的確に実施すること。</li> </ul> </div> <p>( 説 明 )</p> <p>療養状況等調査票の活用及び実地調査の実施が不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 療養状況等調査票の提出要求による照会の実施に消極的なもの：抽出6社会保険事務局等中4事務局等</li> <li>・ 7社会保険事務局等において、実地調査の実施率が0.5パーセントから6.5パーセントと低いものがあり</li> </ul>	<p>今回の指摘を踏まえ、「事務局長会議」により、求償を的確に行うこと及び第三者行為傷病届を受付後は迅速な事務処理を行うことについて、改めて地方社会保険事務局等を指導。</p> <p>今後とも、非常勤顧問弁護士を積極的に活用し、損害保険会社等に対し速やかに求償するよう地方社会保険事務局等を引き続き指導</p> <p>iii) 「事務処理マニュアル」により納入履行期限が徒過した場合の督促、催告の措置及び時効中断のための具体的な対応措置を講ずるよう地方社会保険事務局等を指導してきたところ。</p> <p>今回の指摘を踏まえ、「事務局長会議」により、督促、催告の措置を的確に講じるよう改めて地方社会保険事務局等を指導。</p> <p>また、「事務処理マニュアル」に時効中断のための具体的な対応措置を明示することについては、平成13年度の地方社会保険事務局における債権の管理状況をみた上で、検討の予定。</p> <p>今後とも、損害賠償請求権の時効の中断措置を講じる等適正な債権管理を実施するよう地方社会保険事務局等を引き続き指導</p> <p>→ 「14年度事業計画」において、傷病手当金の支給の適正化を推進するよう地方社会保険事務局等に指示。</p> <p>今後とも、「事務研修」の場を始めとするあらゆる機会をとらえて長期受給者等に対する療養状況・日常状況調査票の提出や文書による照会及び実地調査の的確な実施について、地方社会保険事務局等を引き続き指導</p>